

集団規定	日影規制
	法第 56 条の 2、法第 88 条、令第 138 条

### 建築物の屋上に突出する広告板の日影規制

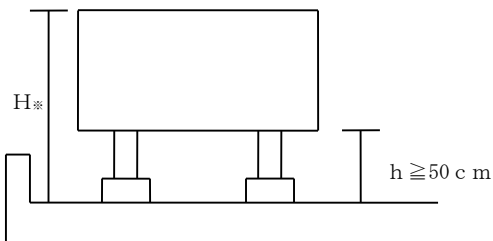
建築物の屋上に突出する広告板で、以下の条件を満たしているものは建築物として扱わない。よって、日影規制対象外である。

- ① 広告板としての目的だけである。
- ② 広告板と建築物が、物理的に離れている。(50cm 以上とする)

なお、目隠し、落下防止等の用途を兼ねる広告板は、上記①の条件を満たしていないため、建築物の一部として取り扱う。

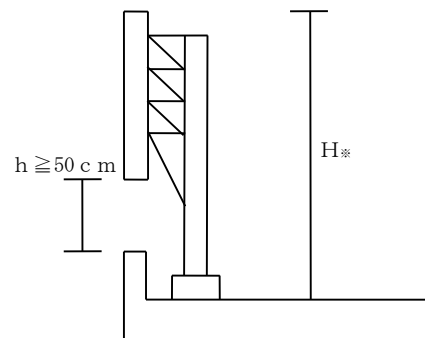
#### 建築物からの離れ h の取り方

屋上内部に設置



建築物の中央にある場合は  
屋上面からとする。

外壁の延長部に設置



外周にある場合は連続する  
パラペット等の上部からと  
する。

※ Hが4mを超える場合は、準用工作物（法第88条第1項）となります。

技術的助言等	
参考資料等	建築基準法質疑応答集 P5184